平成22年度 第3回 福島県建築審査会議事録

日時:平成22年11月11日(木) 場所:ふくしま中町会館 6階 特別会議室 時間:10:00~12:00

出席者等

福島県建築審査会委員

委員 鈴木 浩

委員 時野谷茂(欠席)

委員 片岡正彦

委員 清水晶紀

委員 遠藤明子

委員 神田まゆみ

委員 吾妻明子

事務局

土木部建築指導課 課長 佐々木 和弘

"主幹兼副課長 斎藤 幸太郎

" 専門建築技師 鈴木 秀俊

" 主任建築技師 五十嵐 浩一

" 建築技師 加藤 美穂

傍聴者 2名

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - 議案1 建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について
 - 議題2 建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について
 - 議題3 建築基準法第四十四条第一項ただし書きの規定による同項第2号の規定に よる許可に関する包括同意基準(案)について
- 4 その他
- 5 閉 会

平成22年度第3回福島県建築審査会 議案議事録

事務局

議事に入らせていただきます。

福島県建築審査会条例第二条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いします。

鈴木会長

議事に入ります前に、福島県建築審査会条例第三条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。

また、福島県建築審査会運営規定第四条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

鈴木会長

異議が無いようですので、片岡委員と神田委員を指名します。

議案一の『建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築許可について』事務局より説明を願います。

事務局

(議案一について説明)

鈴木会長

委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何かご意見、ご質問などはございませんか。

片岡委員

なぜ、上り線にだけ設置するのか。

事務局

福島方面に向かう人がほとんどであり、下り線より待合い所としての需用があると聞いております。

鈴木会長

申請書第二面において道路幅員の記載に単位が記載されておらず、また議案2の申請書とも単位が異なるようだがなぜか。

事務局

議案1はmmで記載されていますが、議案2はmで標記されております。

清水委員

案内図にあるバス停の位置と他の図面でのバス停の位置が異なるのはなぜか。

事務局

案内図の誤りですので、訂正いたします。

鈴木会長

それでは、他に意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

鈴木会長

続いて、議案二の『建築基準法第四十四条第一項第二号の規定に基づく建築 許可について』事務局より説明を願います。

事務局

(議案二について説明)

鈴木会長

委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何かご意見、ご質問などは ございませんか。

片岡委員

申請地の西側に駐車場があるが、バス停留所を建築することにより、また事故が起こってしまう可能性があるのではないか。

事務局

前回の事故はこの駐車場とは無関係であり、これまでもバス停留所以外の場所から車両の出入りを行っているため、支障はないと考えられます。

鈴木会長

申請書第三面の5用途区分欄において、同じ用途の建築物であるのに、議案1と議案2で用途番号が異なるのはなぜか。

事務局

どちらかの申請書の誤りであり、事務局にて内容を確認し、誤っている申請書 の訂正を依頼します。

鈴木会長

それでは、申請書の件は事務局で対応していただくことにして、他に意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

鈴木会長

続いて、議案三の『建築基準法第四十四条第一項ただし書きの規定による許可に関する包括同意基準(案)ついて』事務局より説明を願います。

事務局

(議案五について説明)

鈴木会長

委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何かご意見、ご質問などはございませんか。

清水委員

有料道路の料金所は車道につくるのであるから、第1 - (1)と矛盾が生じるのではないか。

事務局

文章の表現について、事務局にて整理させていただきたい。

鈴木会長

社会的規範に適合する表現で記載していただければ、問題ないと考える。

清水委員

第1の中で「以下のいずれかの要件に適合する」とあるが、「いずれか」 でよいのか。

事務局

「いずれかの」を削除し、「以下の要件に適合する」と訂正させていただきたい。

片岡委員

道路の管理施設を包括同意基準に盛り込むのはなぜか。

事務局

今後、そういった許可申請が見込まれているためです。

片岡委員

道路管理施設が道路内に建築されることは考えがたいのではないか。 仮にそういった案件があれば、それは審査会の議決を経た方がよいの ではないか。

道路上につくる必要性の低いものをあえて包括同意基準に盛り込む必要性が本当にあるのか。

事務局

許可申請とその後に提出される建築確認申請との敷地の整合性を考慮して、事務局案を作成しております。

鈴木会長

高速道路の機能を全うする施設であるなら包括同意基準にあってもよいのではないかと思ったが、この件に関しては、いくつか修正をお願いしたい箇所もあるので、事務局に一旦お返しする形にしたい。

事務局

続いて、10月28日に横浜市で開催された第57回全国建築審査会長会議の概要について報告します。

(会議概要の報告)

これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

(記録者 福島県建築審査会事務局 加藤 美穂)